

西山家が藩へ提出した「系譜」(『紀州家中系譜並に親類書書上げ』以下『家中書上げ』)によると、同家の元祖与惣兵衛、二代目の与七郎高弘に対しては「切米」が下し置かれていました。

江戸時代、幕府や藩が家臣に与えた給付には知行地の土地・百姓を直接支配させ、年貢を受取らせる地方知行と、百姓が米蔵に納めた年貢米を俸禄として受取らせる切米給与の二種類の方法がありました。

西山家三代目当主の武政も、跡目を継いだ当初は切米十二石が下し置かれていました。

しかし武政はその後加増され、宝暦十一年(一七六一)正月に切米八十石となり、明和八年(一七七七)十一月十七日付で「久々精出相勤候付」として、御使役並から留守居物頭を仰せ付られました。これと同時に、切米八十石から地方(知行)二百石にお直しとなったのです。

前述の知行目録が発給されたのも明和八年で、知行高も二百石と系譜の記述と一致していることから、この知行目録はこのとき発給された知行目録と考えられます。

紀州藩では藩政期を通じて知行制が維持されました。知行村を支配する権利は藩が握っていたため、形式だけの知行です。したがって、このときの与七郎の知行への直しも、実際に土地や百姓の支配権を与えられたわけではありません。しかしながら、知行取となることは、家格の上昇を意味することであり、上級家臣への仲間入りを果たしたことになります。

西山家でも、この後、武政はさらに加増され五百石となり、寛政九年三月二十九日に跡目知行五百石をそのまま四代目の西山与七郎久抽に譲り、更なる家格の上昇への礎となりました。

また、十代紀州藩主治宝のとき、四代目与七郎は御側用人渥美源五郎、山中筑後守、寺社奉行伊達千広らとともに熊野三山貸付方に関係し、幕末には知行高一千石を誇る大身の武家となったのです。

西山家にとって明和八年の、切米から地方知行への御直しは、その後の家格を決定させる大きな契機となったのです。

(文責：松島 由佳)